

学校法人福岡学園役職に対する退職慰労金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程第3条第1項第6号及び第2項第3号並びに第4条第3項に基づき、役職の退職慰労金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は2年以上在職した次の各号に掲げる者(学内教職員理事を除く。)とする。なお、その者が死亡した場合は遺族に対し支給する。

- (1) 常勤役員(理事長、専務理事、常務理事、常勤監事)
- (2) 非常勤役員(理事、非常勤監事)

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条の遺族の範囲及び順位は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配偶者(配偶者がいない場合には、支給対象者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の関係にあった者)
- (2) 子
- (3) 父母(養父母を実父母に優先する。)
- (4) 孫
- (5) 祖父母(養父母の父母を実父母の父母に優先する。)
- (6) 兄弟姉妹
- (7) その他の親族で支給対象者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(遺族からの排除)

第4条 次に掲げる者は、退職慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 支給対象者を故意に死亡させた者
- (2) 支給対象者の死亡前に、当該支給対象者の死亡によって退職慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(支給時期等)

第5条 支給時期及び方法は次のとおりとする。

- (1) 本人退職後、支給する。
- (2) 任期が3年に欠ける場合(補欠者、中途退職者)は在職月数によって計算する。

(算定基準等)

第6条 算定基準は次のとおりとする。

(1) 退職慰労金

- ① 常勤役員 報酬月額× $\frac{23}{100}$ ×在職月数
(常勤監事を除く)
- ② 常勤監事 160万円× $\frac{\text{在職月数}}{36}$
- ③ 学外非常勤理事 185万円× $\frac{\text{在職月数}}{36}$
- ④ 非常勤監事 140万円× $\frac{\text{在職月数}}{36}$

(2) 役員で引き続き3期以上勤続者に対しては、退職慰労金を算定する際10分の1を加算して算定する。

(3) 特に顕著な功績がある場合は加算することができる。

(4) 各人の算定額に1万円未満の端数がある場合は、1万円に切り上げる。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 特別の事情により、この規則によることができない場合又はこの規則に規定することが著しく不相当と認められる場合には、理事長が別段の取扱いをすることができる。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 福岡歯科学園退職役職に対する退職慰労金等の支給について(平成元年1月20日施行)は、これを廃止する。

2 この規則は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成17年9月8日から施行し、平成17年9月8日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成22年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成23年7月19日から施行し、平成23年6月7日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成25年2月19日から施行し、平成25年2月19日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成28年3月15日から施行し、平成28年3月15日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成28年9月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成30年5月23日から施行し、平成30年5月23日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和2年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和2年7月21日から施行する。